

# エースクラブ会則

## 第1条 「苦小牧ゴルフリゾート72エースクラブ会員(本会員)」

- ・本会員は本会則及び苦小牧ゴルフリゾート72が定める諸規定を遵守するものとする。
- ・本会員は入会金を支払うことにより、優待料金でプレーできるものとする。
- ・本会員はゴルフクラブ会員ではなく、優先的施設利用権やゴルフクラブ会員の権利を一切有さない。

## 第2条 「入会申し込み」

- ・入会と同時にまたは平成24年5月31日までの初回プレーまでに全納する。
- ・納入した入会金は原則として返還しない。
- ・エースクラブ入会をもって本会則に同意したものとみなす。

## 第3条 「期間」

- ・平成24年4月1日より平成24年クローズまでとする。
- ・期間満了日をもって本会員の資格は自動的に消滅するものとする。

## 第4条 「利用」

- ・施設利用の予約は「予約センター」への直接予約を原則とする。
- ・入会后、個人会員には「会員証」を、法人会員には「利用証」を発行します。
- ・施設利用にあたり、個人会員は「会員証」の提示、法人会員は「利用証」の提出を必要とする。

## 第5条 「権利の譲渡」

- ・個人会員は第三者に権利を譲渡または貸与することはできない。
- ・法人会員は第三者に権利を貸与することができる。

## 第6条 「会員資格の取り消し」

- ・下記の事由が生じた場合、苦小牧ゴルフリゾート72は会員資格を取り消すことができる。その場合、理由の如何を問わず、納入した入会金は原則返還しない。
  - 1.本会則及び苦小牧ゴルフリゾート72の決定事項に反した場合。
  - 2.暴力団及びそれに類する組織の構成員と判明した場合。
  - 3.エースクラブ及び苦小牧ゴルフリゾート72の名誉を著しく毀損または秩序を乱した場合。
  - 4.エースクラブ及び苦小牧ゴルフリゾート72に対して債務の履行を遅延した場合。

## 第7条 「個人情報」

- ・入会時等にいただいた個人情報は会員管理、申込処理及びその他営業並びにマーケティング活動目的に利用致しますのでご了承願います。また、個人情報は個人情報保護法に基づき管理しております。詳細については当社ホームページのプライベートポリシーをご覧ください。